

田村市新生児応援給付金10万円を支給 令和2年4月28日以降令和3年3月31日生まれの新生児が対象

■ 新生児の子育て世帯を応援

田村市では新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的に新生児を対象として給付金を支給します。

■ 支給要件

【支給対象者】田村市に住所を有する方で、対象児と同居し監護している保護者

【対象児】令和2年4月28日以降令和3年3月31日までに生まれた新生児で、出生の日以降から市に住所を有する児童

【給付額】対象児1人当たり100,000円

【申請手続】新生児が誕生してから3か月以内に申請手続きが必要です。

(4/28～7/31までの出生児については10月31日までの申請期限となります。)

【支給】申請月の翌月20日に指定口座に振込みいたします。(郵送により通知いたします。)

【その他】4/28日以降の出生済み対象児童の保護者には、8月に申請書を送付いたします。

今後生まれた新生児については、田村市子育て応援券の申請手続きの際に窓口で申請していただきます。

◆詳しくは、こども未来課までお問い合わせ頂くか、田村市ホームページをご覧ください。